

舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年9月18日
緊急事態舞台芸術ネットワーク

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染が日本国内において広がり始めた当初から、舞台芸術公演はその大小を問わず、他の業種に先がけて自粛を行いました。更に、その活動再開に際しても、社会との親和性を図り、安心・安全を前提とすることを第一とし、当ネットワークにおいては、本ガイドラインを示し、施設管理者や公演主催者に有効に活用していただいております。

このたび、政府による、観客数の「制限緩和」を受けて、本ガイドラインを改定する運びとなりました。

その目的は今一度、出演者とスタッフ、カンパニー関係者、そして観客の皆様の安心安全並びに社会との親和性を図ること。そして、「表現」をするために、「表現」以外のところでは、こうしたガイドラインに沿った姿勢で臨んでいこうという私たちの意思表示です。

ただ、こうしたガイドラインを窮屈と考えて、一部の舞台表現の現場が奔放なことを始めてしまうと、舞台表現の世界が社会から孤立してしまいます。支援どころか理解も得られなくなります。実際に、集団感染が発生した事例もあります。

この状況は、永遠には続きません。一時的なものです。だから、このガイドラインは、「表現の自由」を縛るためにあるのではなくて、今の状況では、「表現の自由」を守るためにあると私たちは考えます。

なお、令和2年9月19日以降、「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）に基づく制限の緩和を行う場合には、本ガイドラインに基づく感染防止策が実施されることが必要となります。

今後とも、施設管理者、公演主催者におかれましては、従事者、来場者、公演関係者の安全を確保するための感染予防対策実施の趣旨・内容を十分ご理解のうえ、各施設の対策実施において、この改定版の本ガイドラインに示された考え方、対策を活用していただければと思っております。また、施設管理者及び公演主催者におかれましては、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨、HP等で公表していただくようお願いします。

2. 感染防止のための基本的な考え方

劇場・ホール等において、施設管理者及び公演主催者は、会場の規模や様態を十分に踏まえ、会場及びその周辺地域において、下記の三者への新型コロナウイルスの感染拡

大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じる必要があります。

- ① 会場の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という。）
- ② 公演を鑑賞するために会場に来場する者（以下「来場者」という。）
- ③ 出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（公演主催者を除く。以下「公演関係者」という。）

特に、1.密閉空間（換気の悪い場所）、2.密集場所（多数が集まる場所）、3.密接場面（間近で会話や発声が行われる）という3つの条件が重なる場所（3/19 政府専門家会議提言いわゆる「三つの密」）が、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、三つの密が重なる環境にならないように、感染対策に徹底して取り組むことが重要です。

施設管理者や公演主催者は、劇場・ホール等における以下のa～cの特徴を踏まえて、本ガイドラインに基づく具体的な対策を講じていくよう提唱します。

- a. 各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、換気性能（ $20 \text{ m}^3/\text{時} \cdot \text{人以上}$ ）を有している。もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を維持している。
- b. 公演中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されない。
- c. 原則として座席が設置されており定員数も明らかなため時差式の規制入退場等も可能。

また、公演実施にあたっては、公演会場への入退場や区域内の行動管理ができないものは、開催を慎重に検討するとともに、大規模なイベントについては、収容率の制限等を含め、施設が所在する都道府県と事前に相談してください。また、地域の感染状況に変化がある場合、柔軟な判断を行うことが可能な体制としてください。

3. 施設管理者及び公演主催者が講ずる具体的な対策

(1) 会場内の各所における対応策

①会場内共通

- 来場者には、マスク着用が必須であると掲示等で周知する。マスク着用が確認できない場合は、個別に注意等を行う。
- 会場内（会場入口、チケット窓口、ロビー 他）において、列を作る際などには、十分な間隔（最低1m）を空けるよう案内し、人が密集しないよう努める。

- 開場の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行う。なお、消毒液は、当該場所に最適なものを用いるようにする（以下、消毒に関する記載において同じ）。
- こまめな手洗い、手指の消毒を励行する。
- 機械空調設備は興行許可を取得した際の換気性能（会場内は一人あたりの外気量 20 m³/時・人以上）もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を確保する。ドア・窓の開放など可能な方法を用いて公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行う。また、施設管理者と公演主催者とで調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う。

②客席

- 客席では、マスクの着用が必須であることを周知する。
- 客席の食事は、長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、休憩中も含め自粛いただくことを徹底する。
- 場内における大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出すものがいた場合、個別に注意等を行う。
- 来場者による大声での歓声・声援等がないことを前提とした公演、地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間等、感染リスクが低いと判断される公演については、適切な感染防止策を徹底したうえで、収容定員までの配席数（収容率 100% 以内 最前列席については下段記述参照。）とすることが可能。
- 舞台端と対面して座る観客の最前列までは、2m を確保するように努める。それが困難な場合には、舞台と最前列の来場者との間に飛沫を遮蔽するためのビニール幕等を設置するなど、距離を置くことと同等の効果を有する措置を講ずる。

③会場入口

- 入場の際の列は十分な間隔（最低 1m）を確保するように来場者に周知する。
- 入場の際に、来場者に検温のご協力をお願いします。平熱と比べて高い熱が確認された際には入場をお断りすることを事前に周知し、他日への振り替え対応などの各主催者の対応方法をHP等で周知する。
- 入場時のチケットもぎりの際は、担当者はマスクや手袋を着用する。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等、もぎりの簡略化も検討する。
- こまめな手洗い、手指の消毒を励行するとともに、会場入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置するようにする。消毒液は定期的な交換を行う。
- 開場時間は来場者の密集を避けるべく、時間的に余裕をもたせ、来場者に予め周知しておく。

④チケット窓口

- 対面で販売を行う場合、マスクの着用とともに、可能な範囲でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、購買者との間を遮蔽するよう努める。
- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨する。

⑤ロビー、休憩スペース

- ロビー、休憩スペースでは、十分な間隔（最低1m）を空けるよう案内する。
- 常時換気に努める。
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- 対面での飲食や会話を回避するよう場内に表示や放送等により促す。
- 開場時、休憩時間、終演後に、来場者が滞留しないよう、段階的な入退場規制を行う等、各劇場空間に準じて工夫に努める。
- テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- 公演関係者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

⑥トイレ

- 不特定多数が触れる場所は、清掃・消毒を行う。
- トイレの蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ハンドドライヤーや共通のタオルは使用しない。
- トイレの列を作る際などには、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けるよう案内する。

⑦飲食施設、グッズ売り場等

- 常時換気に努める。
- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- 混雑時の入場制限を行う。列を作る際などには、十分な間隔（最低1m）を空けるよう案内する。
- 食器・テーブル・椅子等の消毒を徹底する。
- 飲食施設・グッズ売り場等に関わる従業員は、マスクの着用（必要に応じてフェイスシールド）と手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者にも手指消毒を行ってから入場するように促す。
- 飲食施設では、家族等の同一グループと他のグループとの距離が十分な間隔（概ね1m以上）となるよう各店舗において席の配置を工夫するか、アクリル板等の設置により席間を遮蔽する。

- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努める。
- 対面で販売を行う場合、必要に応じて、テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。
- 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わない。

⑧楽屋、控室、稽古スペースなど

- 常時換気に努める。
- 原則としてマスクを着用する。
- テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- 十分な間隔（概ね1m以上）を空けるように心がけるなど、公演関係者間の感染リスクを低減するよう努める。
- 喫煙場では、十分な間隔（概ね1m以上）を空け、マスクを外している間は会話を控える。

⑨ 清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- 作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

(2) 公演関係者に関する感染防止策

- 公演の安全で円滑な運営に必要な最小限の人数となるよう工夫する。
- マスク着用や公演前後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- 自宅で検温を行うこととし、平熱と比べて高い発熱が認められる場合には自宅待機とする。
- 健康を守ることを第一と考え、体調が優れないと感じた場合には、各セクションの代表者か公演主催者に報告の上、自宅待機とする。特に、出演者については、毎日の体温測定を含む健康観察を徹底する。
- 公演主催者は、発熱の他に、コロナ感染の症状に該当する関係者がいた場合、医師の判断を仰ぐか、帰国者・接触者相談センターに相談することを促す。
- 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合は、自宅待機とする。
- 公演主催者は、従事者全員の緊急連絡先や会場までの移動経路を把握する。
- 稽古場スペース、控室、楽屋は常時換気に努める。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。

- 仕込み、リハーサル、撤去において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努める。
- 表現上困難な場合を除き、原則としてマスク着用を求めるとともに、十分な間隔（概ね1m以上）を取るよう努める。
- 劇場内では常時換気に努める。
- 舞台上で触れる機器・小道具等、また舞台面の清掃・消毒・殺菌を行う。
- テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- 食事を提供する場合は、1回分ずつ分けて配布できるものとし、ケータリング形式では行わない。また使い捨ての紙皿やコップを使用するか、個人でタンブラー等を用意するよう促す。
- 関係者の感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- 終演後の面会を禁止するなど、来場者との接触を確実に防止する措置を講ずる。
- 入口・会場内での掲示等により、接触確認アプリ(COCOA や自治体独自の通知アプリ、QR コードを活用したシステムを含む)等の利用を促す。

(3) 来場者に関する感染防止策

<公演前の対策>

- チケットシステム等により公演ごとに、来場者の氏名、及び緊急連絡先の把握に努める。事前に把握できない来場者についても、できる限り把握を行う。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- 広域からの来場者や高齢者、及び既往症のある方など、重症化リスクの高い入場者に向けては、チケット発売時に先駆けて、感染予防策、注意事項等を周知するよう努める。
- 感染防止対応策として、来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知し、チケット発売時に先駆けて他日への振り替え対応などの各主催者の対応方法をHP等にて周知する。
- HPやチケット購入時に周知するなど、来場予定者、施設従事者や公演関係者へ接触確認アプリ(COCOA や自治体独自の通知アプリ、QR コードを活用したシステムを含む)等の利用を促す。
- 事前に公演前及び公演後の交通機関・飲食店などの分散利用を注意喚起する。

<公演当日の対策>

①周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知をする。

- マスクの原則常時着用、咳をする場合には腕で口を覆う（咳エチケット）
- こまめな手洗い、手指の消毒の徹底
- 密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）の確保の徹底
- 下記の症状に該当する場合、来場を控えること
平熱と比べて高い発熱、極端な咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐

②来場者の入場時の対応

- 場内はマスク着用を必須とする。未着用来場者に対しては公演主催者による配布や販売等により着用を徹底する。マスクの着用状況が確認できるようにするとともに、着用していない場合、個別に注意等を行う。
- 以下の場合には、入場しないよう要請する。
 - 発熱があり検温の結果、平熱よりも明らかに高い場合（例えば、平熱より1℃以上、もしくは37.5℃以上の熱があった場合）- 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等
- 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場 時間の前倒し等の工夫をし、必要に応じて、入場制限を行う。
- 入待ちは控えるよう呼び掛ける。
- オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。
- パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。
- プレゼント・差し入れ・祝花等は控えるよう呼び掛ける。
- 感染が疑われる者が発生した場合、速やかにあらかじめ特定しておいた医療機関及び保健所等へ連絡し、指示を受ける。

③公演会場内の感染防止策

- 接触感染や飛沫感染を防止するため、座席等の消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。
- 場内における大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う。

- 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わない。
- 休憩時は密集状況が発生しないように十分な時間を設定し、トイレ・飲食カウンターなどの混雑の緩和に努める。
- 整列をする必要がある場合、マーカーの配置や人員の配置等により、十分な間隔（最低1m）を空けられるよう努める。
- 体調不良の来場者に対応する際はマスクと手袋を着用する。また発熱を伴う来場者である場合は、状況と座席番号を確認し、必要な対応を講ずる。

④来場者の退場時の対応

- 事前に余裕をもった退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。
- 終演後の面会禁止、出待ちを控えるよう呼び掛けるなど、公演関係者との接触を極力少なくする。

<公演後の対策>

- 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成し保存するよう努める（保存期間を当面1か月以上とする）。なお、個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずる。
- 感染が疑われる者が発生した場合には速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えておく。また、保健所等の公的機関による聞き取りに必要な情報を提供し、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には必要箇所の消毒を行う。
公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議する。

以上

本ガイドラインは、公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年9月18日改定）と補完し合う関係であり、それぞれの立場から責任ある感染対策を実施することによって、より安全な環境が生まれます。

本ガイドラインの策定にあたっては、政府及び専門家の助言をいただきました。